佐賀県規則第三号

狩猟税証紙徴収規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十九日

佐賀県知事 古川康

狩猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則

狩猟税証紙徴収規則 (昭和二十九年佐賀県規則第四十四号) の 部を次のよ

うに改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第一条の二 この規則にお ١J て、 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当

該各号に定めるところによる。

一 役員等 次に掲げる者をいう。

1 法人にあつては、 役員、支配人、 営業所長その他これらと同等以上の

1

支配力を有する者

法人格を有しない団体にあつては、 代表者及びこれと同等以上の支配

力を有する者

八 個人(営業を営む者に限る。 以下同じ。) にあつては、 当該個· 人以外

の者で営業所を代表するもの

暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年

法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

Ξ 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号

に規定する暴力団をいう。

第五条中「売り捌き」を「売りさばき、」 に改める。

第六条を次のように改める。

(証紙の売渡し)

務所長が行う。

第八条 の次に次の十条を加える。

(証紙 の売りさばき)

第九条 証紙は、 知事が指定する売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)

におい て これを売りさばくものとする。

2 する。 売りさばき人は、 次に掲げる全ての要件を満たす者のうちから知事が指定

納 れる者であること。 税義務者の狩猟税の納付につい 証紙の売りさばき業務を行うために必要な資力及び信用を有 て利便を与えることができると認めら か

自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員

暴力団員でなくな つた日から五年を経過し な 11 者

八 自己、 自社若し くは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害

を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用して いる者

= 直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、 又は 又は便宜を供与する等 関与し て しり る者

朩 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有し ている

^ 暴力団又は 暴力団員であることを知りながらこれらを利用 している

者

Ξ 前号イ及び 口に掲げる者が、 その経営に実質的に関与してい る法人その

の 団体又は 個人でな いこと。

3 売り さばき人の指定を受けようとする者は、 狩猟税証紙売り さばき人指定

申請書 (様式第七号)を知事に提出しなければならな

- 4 き行うものとする。 主たる事務所の 売りさばき人の指定は、 所在地及び名称。 売りさばき人の住所及び氏名(法人にあつて 以下同じ。)並びに証紙売りさばき所につ ġ
- 5 て閲覧に供する方法により公示する。 知事は、 売りさばき人を指定したときは、 その旨をインタ ネッ トを利用

(売りさばき人証の交付)

第十条 知事は、 売りさばき人を指定したときは、 狩猟税証紙売りさばき人証

(様式第八号) を交付する。

(売りさばき人の指定事項の変更)

第十一条 ばき所の場所を変更しようとするときは、 に提出しなければならな 人証を添えて狩猟税証紙売りさばき人指定事項変更届 (様式第九号) を知事 売りさばき人が住所若しくは氏名を変更したとき、 速やかに、 狩猟税証紙売りさば 又は証紙売 1) ż

2 第九条第五項及び前条の規定は、 売りさばき人の指定事項の変更につ しし て

準用する。

(売りさばき人の指定の取消し等)

第十二条 知事は、 売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、 そ

の指定を取り消すことがある。

- この規則に違反したとき。
- れたとき。 者の狩猟税の納付について利便を与えることができなくなつたと認めら 売りさばき業務を行うために必要な資力又は信用を失い、 又は納税義務

第九条第二項第二号又は第三号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。

兀 の他知事が必要と認めたとき。

 \equiv

売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、 当該各号に定める

2

日をもつて、 その指定が取り消されたものとみな す。

- 売りさばき人が証紙 の売りさばき業務を廃止したとき 廃止 日
- 個人である売りさばき人が死亡したとき 死亡の Ĥ

の団体である売りさばき人が解散したとき

解散

法人その他

- 3 人指定取消通知 知事は、 売りさばき人の指定を取り消したときは、 書 (様式第十号)により、 当該売りさばき人に通知 狩猟税証紙 売りさば する。 ㅎ
- 4 ばき人証を知事に返納し 生じたときは、 にあつては、清算人若しくは破産管財人)は、 売りさばき人の指定を取り消されたとき、 売りさばき人であつた者又はその相続人若しくは家族 なければならない。 又は第二項各号に掲げる事実が 速やかに、 狩猟税証紙売りさ (法人
- 5 第十一号)を知事に提出しなければならない。 ようとする日の六十日前までに、 売りさばき人は、 証紙 の売りさばき業務を廃止しようとするときは 狩猟税証紙売りさばき業務廃止届 廃 止
- 6 ちに、 Ιţ 出しなければならない 売りさばき人 売りさばき人が死亡したとき(法人にあつては、 狩猟税証 紙売りさばき人死亡 (解散) の相続人又は家族(法人にあつては、 届 (様式第十二号)を知事に提 清算 解散 人又は したとき) 破産管財 は 直
- 7 しし て準用する。 第九条第五項 の規定は、 第 一 項及び第二項の規定による指定の 取消 に つ

(証紙売りさばき所の標識

第十三条 紙売り さばき所 売りさばき人は、 の標識 (様式第十三号)を掲げなけ 証紙売りさばき所の見やすい ればならない。 ところに、 狩猟

〔売りさばき手数料〕

第十四条 売り さばき手数料は、 証紙買受額の 万分の百五十七 五に相当す

る額とする。

(証紙の買受け

第十五条 ばならない。 渡請求書 から前条 売りさばき人は、 の規定による売りさばき手数料を差し引いた金額を納 (様式第十四号) を佐賀県税事務所長に提出し、 証紙を買い受けようとするときは、 当該証 狩猟 紙 税証紙 の買受額 売

(証紙の返還等)

第十六条 て現金 の還付を受け、 証紙は、 次の各号のい 又は他の証紙とこれを交換することができな ずれかに該当する場合を除き、 こ れを返還し

- 第二条に規定する証紙の種類及び形式を変更し、 又は廃止したとき。
- 二 売りさばき人の指定を取り消したとき。
- Ξ 汚 損 売りさばき人の所有する証紙が故意又は過失によらない したとき。 で破損 又は

四 前各号に掲げるもの のほか、 佐賀県税事務所長がやむを得ないと認め た

とき。

- 2 十五号) 証紙を返還 を佐賀県税事務所長に提出しなければならない 現金の還付を請求しようとする者は、 還 付請求書 (様式 第
- 3 額を、 を還付 お 証紙の額面金額に対する売りさばき手数料に相当する金額を差し引 ともに、 いて、 佐賀県税事務所長は、 する。 売りさばき人にあつては当該証紙 その内容を審査し、 売りさばき人以外のものにあつては当該証紙の額面金額に相当する 前項の規定により現金の還付の請求があつた場合に 適当であると認めたときは、 の額面金額に相当する金額から当該 これを受領すると 11 た
- 4 は 佐賀県税事務所長は、 そ 内容を審査し、 第 一 適当であると認めたときは、 項 の規定に ょ り証紙 の交換の請求が 当該証紙の定価に相当 あ た とき

する他の証紙と交換する。

(報告)

第十七条 売りさばき人は、毎月一日から同月末日までの期間中における売り さばきの状況について、翌月十日までに狩猟税証紙売りさばき状況報告書 (様式第十六号)を佐賀県税事務所長に提出しなければならない。

(補則)

第十八条。この規則の施行について必要な事項は、 知事が別に定める。

様式第六号の次に次の十様式を加える。

様式第7号(第9条関係)

狩猟税証紙売りさばき人指定申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請人 住所(所在地) 氏名(名称及び代表者名) 印

下記のとおり狩猟税証紙の売りさばき業務を行いたいので、狩猟税証紙売りさばき人の指定を申請します。

記

- 1 証紙売りさばき所の場所
- 2 年間取扱い見込額

申請に当たつては、裏面の誓約を確認の上、 にレを記入すること。 添付書類

- (1) 申請人の住民票(申請人が法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあるものを含む。)の場合にあつては、定款)
- (2) 証紙売りさばき所の場所の略図

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、狩猟税証紙売りさばき人の指定に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

(裏面)

誓約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。 また、次の2及び3に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人 その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号 に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 3 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与 える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接 的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(表)

第 号

狩猟税証紙売りさばき人証

住所 (所在地)

氏名(名称及び代表者名)

狩猟税証紙売りさばき所の場所

上記の者は、狩猟税証紙売りさばき人であることを証する。

年 月 日

佐賀県知事 印

注 意 事 項

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、売りさばき人の指定を取り消す ことがあります。
 - (1)狩猟税証紙徴収規則に違反したとき。
 - (2)売りさばき業務を行うために必要な資力若しくは信用を失い、又は狩猟税の納付について利便を与えることができなくなつたと認められたと き。
 - (3)狩猟税証紙徴収規則第9条第2項第2号又は第3号の要件を満たさな くなつたとき。
 - (4)その他知事が必要と認めたとき。
- 2 売りさばき所の見やすい所に、狩猟税証紙売りさばき所の標識を掲げてください。
- 3 この売りさばき人証を他人に貸与してはなりません。
- 4 住所若しくは氏名(所在地若しくは名称)を変更したとき、又は売りさばき所の場所を変更しようとするときは、この売りさばき人証を添えて、 狩猟税証紙売りさばき人指定事項変更届を知事に提出しなければなりません。
- 5 売りさばき業務を廃止しようとするときは、狩猟税証紙売りさばき業務 廃止届を知事に提出しなければなりません。
- 6 この売りさばき人証を亡失し、又はき損したときは、速やかに知事に届け出なければなりません。

様式第9号(第11条関係)

狩猟税証紙売りさばき人指定事項変更届

年 月 日

佐賀県知事 様

売りさばき人(狩猟税証紙売りさばき人証番号 第 号)

住所 (所在地)

氏名(名称及び代表者名)

(EJ)

下記のとおり指定事項を変更したいので、売りさばき人の指定事項変更を届け出ます。

記

- 1 変更年月日 年 月 日
- 2 変更事項
- 3 変更内容

新

旧

4 変更理由

添付書類

- (1) 狩猟税証紙売りさばき人証
- (2) 証紙売りさばき所の場所を変更しようとするときは、変更しようとする場所の略図

様式第 10 号 (第 12 条関係)

狩猟税証紙売りさばき人指定取消通知書

年 月 日

樣

佐賀県知事

印

狩猟税証紙売りさばき人の指定を下記の理由により取り消したので通知 します。

なお、狩猟税証紙売りさばき人証は、速やかに返納してください。

記

- 1 狩猟税証紙売りさばき人証番号 第 号
- 2 氏名(名称及び代表者名)
- 3 取消しの理由

備考 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の 翌日から起算して 60 日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすること ができます。

また、この決定があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は、佐賀県知事になります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。

様式第11号(第12条関係)

狩猟税証紙売りさばき業務廃止届

年 月 日

佐賀県知事 様

売りさばき人(狩猟税証紙売りさばき人証番号 第 号) 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名) 印

年 月 日をもつて狩猟税証紙売りさばき業務を廃止したいので届け出ます。

様式第12号(第12条関係)

狩猟税証紙売りさばき人死亡(解散)届

年 月 日

佐賀県知事 様

届出人

売りさばき人との関係

住所

氏名

下記の売りさばき人は、 年 月 日死亡(解散)したので届け出ます。

記

売りさばき人(狩猟税証紙売りさばき人証番号 第 号)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

添付書類

狩猟税証紙売りさばき人証

様式第 13 号(第 13 条関係)

横二〇センチメートル寸法 縦六〇センチメートル

佐賀県狩猟税証紙売りさばき所

様式第14号(第15条関係)

狩猟税証紙売渡請求書

種	類	枚	数	額	面	金	額	備	考
	円券		枚				円		
	円券		枚				円		
	円券		枚				円		
	円券		枚				円		
盲	†		枚	(1)			円		
売りさばき手数料=(イ)		×	1.5759	6 =			円	(口)	
売 渡 証 紙 代 金 = (イ)		-	(🗆))		=		9	

上記証紙の売渡しを請求します。

年 月 日

売りさばき人

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

印

佐賀県税事務所長 様

上記証紙を受領しました。

年 月 日

売りさばき人

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名) 印

佐賀県税事務所長 様

様式第15号(第16条関係)

還付請求書

¥		
証紙返還理由:		

内 訳

種	類	枚	数	額	面	金	額	備	考
	円券		枚				円		
	円券		枚				円		
	円券		枚				円		
	円券		枚				円		
盲	†		枚	(1)		円		
壳	売りさばき手数料相当額 =(イ)× 1.575% = 円(ロ)							(口)	
還 付 金 額 = (イ) - (ロ) = 円									

上記証紙を 年 月 日受領したことを証明する。

佐賀県税事務所長 印

上記のとおり請求します。

年 月 日

請求人

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名) 印

佐賀県税事務所長 様

様式第16号(第17条関係)

狩猟税証紙売りさばき状況報告書

年度 月分

売 り さ ば き 状 況									
種類	前月までの	前月までの累計				累計	+	備	考
	枚数	金 額	枚数	数 金	額	枚数	金 額		
円券	枚		円 	枚	円	枚	円		
円券									
円券									
円券									
計									

本月末現在における証紙売りさばき手数料の受領額(円)	前月末累計	本	月	計	累	計	+

上記のとおり報告します。

年 月 日

証紙売りさばき人

佐賀県税事務所長 様